

## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 J M A C S

### ②評価調査者研修修了番号

全国 S16054/B16040 ・ 愛福評 10014 ・ 愛福評 07016

### ③施設の情報

名称：松山市小栗寮	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：乗松 洋	定員（利用人数）： 19 世帯（ 1 名）
所在地：愛媛県松山市	
TEL：089-932-0334	ホームページ： <a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/bosisiensisetu.html">https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/bosisiensisetu.html</a>
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 26 年 11 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市	
職員数	常勤職員： 0 名 非常勤職員 6 名
専門職員	（専門職の名称） 名
	施設長 1 名 少年指導員 1 名
	母子支援員 4 名 嘱託医師 1 名
施設・設備の概要	（居室数） 19 室 （設備等）相談室，学習室，洗濯室，共同トイレ，共同浴室，事務室

### ④理念・基本方針

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他援助を行うことを目的としており、入所者が明るくて衛生的な環境において、素養があり、且つ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして社会に適應するように育成される施設である。

## ⑤施設の特徴的な取組

①所管課との業務分担により、施設は入所支援に専念できる体制を確保している。

市直営ということで情報共有が図りやすいことから、他の関係機関と連携した相談・情報提供が行われている。市直営の特徴ある支援として、入所前面接やアセスメント、退所後のアフターケアなどは、所管課の担当者が担い、本来の母子生活支援施設の機能部分を役割分担して一体となっている。

②母子専用の市営住宅が併設されており、アフターケアのしやすい環境がある。

母子生活支援退所後に、母子専用の市営住宅に移居する世帯もある。その際に、アフターケアを継続しやすい環境がある。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 5 月 20 日（契約日） ～ 平成 29 年 1 月 26 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2 回（平成 25 年度）

## ⑦総評

◇特に評価の高い点

（１）前回の受審時の課題の１つであった文書化の整備に前進がみられる。

改善事項の一つであった基本方針や理念の明文化や支援手順の標準化に関する、文書化の整備が進められている。また、新人研修などで活用されている。

（２）利用者同士の関係の安定や職員の支援が行き届いている。

保護施設としての設備がないため、自立度の高い利用世帯の受け入れが中心となっていることもあり、利用者同士の関係性や支援者との関係も落ち着いている。改築を控えて、入所世帯数が少ないこともあり、一層職員の関わりが手厚く実施できている。

（３）所管課との業務分担により、施設は入所支援に専念できる体制を確保している。

市直営ということで情報共有が図りやすいことから、他の関係機関と連携した相談・情報提供が行われている。市直営の特徴ある支援として、入所前面接やアセス

メント、退所後のアフターケアなどは、所管課の担当者が担い、本来の母子生活支援施設の機能部分を役割分担して一体となって行っている。

#### ◇改善を求められる点

(1) 改築後の保護機能強化に対応できる体制づくりが必要となる。

今後、改築とともに保護施設の整備が実現すると、多様な支援ニーズを有する利用世帯への支援が必要となることが予想される。近い将来のために、現在のような職員配置が適切か、また福祉や心理の専門職の配置など施設の機能強化のための職員配置が求められる。市直営施設の強みを生かし、市の関係部署に所属する福祉・心理・保健・司法などの人員との協働も検討されたい。

(2) 施設内児童クラブ以外にも、子どもへの個別支援の機会を確保することが求められる。

世帯の自立支援の一部に、児童の自立支援が位置付けられており、直接的支援や面談は、主に施設内児童クラブの利用児になされている傾向がみられる。離別を経験した子どもへのケアや性教育などの発達課題に加えて、改築後は配慮の必要な子どもへの対応など、専門的かつ継続的な取り組みが求められることが予測される。今後は施設入所後のアセスメントを強化し、児童福祉施設としての専門的支援を高めていくことを期待したい。

(3) 行事計画ではなく、事業計画の作成を検討されたい。

人員配置の課題があるため、個別の面接や日常的な支援が主になっている傾向があり、施設が行う企画事業は、バス旅行のみと希薄である。母親や子どもに共通する支援ニーズをとりまとめ、グループを活用して支援していくなどの工夫も検討されたい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審し改めて母子生活支援施設の重要性と従事する職員の意識やスキルを高めていくことの必要性を再認識することができました。

小栗寮は、平成29年度に施設改修工事が完了した後は、より支援を要する母子家庭が入所することが推察され、それに対応できるよう職員の資質向上をはじめ、適切な支援ができるよう努めてまいりたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念や基本方針は、パンフレットやホームページに記載されているが、施設独自の特性は希薄である。平成 27 年度から職員の新規雇用時に、母子生活支援施設としての職員研修を実施するようになり、職員の行動規範となるような具体例が示されるなど周知機会が整備されている。また、理念や基本方針は、母親への周知用資料はあり、入所前の事前説明で使用されている。しかし、入所児童への周知の必要性は認識されていないこともあり、資料はなく、周知状況の確認は行われていない。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立施設のため、自治体が実施した社会福祉事業および各種福祉計画の動向と内容と関連して事業を行っている。また、市直営のため、所管課職員を中心に自治体の行う調査結果を参考に、母子の現状や支援ニーズの把握を行う傾向があり、施設職員の役割として、これらの動向を把握し施設運営や経営に生かすという認識が低い面もみられる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立施設のため、所管課が中心になって経営課題を分析し、具体的な取り組みが進められている。施設職員間では、心理や福祉の専門職の配置の必要性や継続的支援が可能な雇用体制の課題は共有され、改善に向けた取り組みが検討されている。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立の母子生活支援施設であることから、自治体としてのひとり親家庭支援のビジョン及び計画は明確である。具体的取り組みとして、耐震工事に合わせて保護機能の整備が進められている。自治体の中・長期ビジョンに沿って運営するという認識があるため、施設職員間での話し合いや見直しなどは行われておらず、施設としてのビジョン及び計画は文書化されたものはない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業＝行事と認識されており、単年度の事業内容は、慣例的な行事計画のみである。今後は、母子支援の事業に含まれる項目を施設内で協議される必要がある。収支計画は所管課が策定している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業＝行事と認識されており、行事については予算との関係で、毎年決まった月に職員</p>		

<p>会議で検討され、見直しなども行われている。今年度は耐震工事に伴う、利用世帯の仮の居住先の移転や訪問支援など行事以外の項目についても検討され、見直しが行われている。しかし、文書化されたものはない。母子生活支援の事業は多岐にわたっており、行事以外の事業計画についても策定されることが求められる。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;          行事計画は、掲示板の活用や自治会等にて口頭で伝えることが多い。自治会欠席者には個別対応し、周知を図っている。</p>		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;          事業計画を立てるとい流れがないので、支援の質の向上に関する組織的取り組みをする体制がない。支援内容は月に1回の職員会議で検討するという機会は整備されている。ただし、評価の方法や判断項目がない。例えば、自立支援計画にも目標の達成状況の評価するための確認内容と方法が記載されていないので、主観的な判断による評価しかできていない状況にある。自己評価については実施していないが、第三者評価を定期的に受審できている。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;          前回の第三者評価をふまえ、自治体主体で施設整備に取り組んでいる。しかし、施設としての課題や検討過程の記録がない。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、就任時に口頭で役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。広報誌や文書化されたものはない。ただし、職務分掌等については、所管課から文書にて職員に周知が図られている。有事における施設長の役割と責任や不在時の権限委任等は認識されている。今後、懸念される大規模災害を想定し、職員間で権限移譲の内容や役割について、より詳細に明確にされたい。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は遵守すべき法令を把握し、施設長会に参加している。法律の改正等の通知文書は、職員に回覧し、質問等は、職員会で検討するなど共有を図っている。今後、施設職員が法令を必要な時に再確認できるように、文書管理の整理方法（ファイリング）には工夫されたい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、支援の質の向上について職員から積極的に意見を聞いたり利用者の様子を観察したりして、支援の質の現状と課題を把握するよう意識している。専門的ケアの強化のために、人員配置の必要性について市の主管課に要望は伝えている。しかし、人員配置の必要性を訴える評価や分析の結果をまとめた文書がないことから、今後は文書化することが必要と考えられる。職員研修は、自治体の規定に準じて組まれており、母子生活支援施設職員としての計画的な研修の機会を整備されていない。施設長は施設長会での情報収集並びに職員の研修報告をもとに研鑽を深めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は経営や業務の改善のために他の母子生活支援施設を見学し、情報収集に努めている。また、人員配置や雇用体制について、専門的ケアの必要性から、心理士などの職員配置・施設整備等取り組むべき課題に対して、所管課に口頭で交渉するなど具体的に取り組んでいる。ただし、情報収集の成果や所管課への交渉、並びに施設内の体制づくりにおいて、文書による表明は行われていないため、今後は文書による具体的な取り組みが期待される。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自治体直営のため、心理士・社会福祉士・保健師等の自治体の他機関所属の専門職の人員活用を具体的案として構想しているが、文書化されたものはない。施設長を含め全職員が嘱託採用で3年任期のため、効果的な人材確保は難しい状況にある。各種加算職員の配置については今までは検討したことはない。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成27年度以降、新人研修にて「母子支援員」のみと限定的ではあるが、「期待される職員像」が明示された。</p> <p>人事基準は、自治体の規定に基づいており、職員には採用時に明示され、自治体の嘱託職員として評価・分析されている。しかし、職員処遇の水準の改善にむけて、職員の意向や意見が改善策として反映された結果を示す文書などはない。現在、全職員が嘱託職員という雇用状況にあることから、自治体の評価の仕組みに組み込まれていない。それゆえ、施設長を中心に施設内で評価や改善していく仕組みを確立されたい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就業状況は施設長が毎月確認し、所管課に報告している。公立施設ということもあり、職員の心身の健康と安全確保のために、自治体職員に準じて産業医への相談、福利厚生の利用、就業や有休の活用がなされている。職員との個別面談は、主管課課長が年1回実施</p>		

<p>している。人材や人員体制に関する具体的な計画は文書化されたものではなく、施設長を含む全職員が3年任期制のため、人材の確保や定着の観点からの取り組みは行われているとはいいたい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成27年度以降、新人研修にて「母子支援員」のみと限定的ではあるが、「期待される職員像」が文書資料として初めて明示された。事業計画を立てる流れがないので、施設の目標や方針が明確にされるという体制がない。しかし、すでに市所管課が毎年職員に個別面談を実施する機会は設けている。今後は、この機会を活かし、施設の目標や方針に対する職員一人ひとりの目標を书面化し、その進捗状況や目標達成度の確認等を面談項目として規定し（基準を設け）、定期的に管理するなどの取り組みに発展されることを期待したい。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員に必要とされる専門技術や専門資格は、松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に明文化されている。さらに、職員研修は同基準において示された職員に必要な内容を取り入れることとされている。しかし、研修は計画性ではなく、本施設での個々の職員のキャリアや支援課題の現状と合致した研修内容や計画になっているかどうかの評価や見直しは行われていない。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別の職員の有する資格は採用時に確認されているが、母子生活支援施設の職員としての知識、技術水準を把握する仕組みはない。平成27年度以降、母子支援員採用の新人研修の資料が整えられたが、それ以前は、実践の中で、先輩職員が口頭で支援技術や考え方を伝承し、ケースによっては職員間で相談しあうことで教育をしていた。人員配置の関係から、職務として参加できる外部研修は年間に1人となっている。職員が自主参加できるように市主催の研修情報の提供は随時提供されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成26年度から保育実習の受け入れを行っており、保育士養成の特性に配慮した実習プログラムが作成されている。また、実習受け入れの基本姿勢を含めた実習マニュアルも整備されている。実習指導者の研修は行っていないが、年に1回保育士養成校の実習指導</p>		

者の連絡協議会に参加し、他施設の実習指導者と情報交換を行っている。さらに、実習期間中に養成校の教員が実習巡回指導を行う際に、指導方針の確認を行うなどして、継続的な連携を維持している。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページや広報誌等で施設の理念、基本方針、支援内容は公開されているが、事業計画や事業報告、予算決算情報は公開されておらず、内容の充実が求められる。第三者評価の受審結果は公表されている。苦情・相談はこれまで施設に苦情が寄せられたことがないので、公表の必要性がなかった。公立の利点を生かし、市の様々な広報媒体を通じて、施設で行っている活動をPRしている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立施設であることから、事務、経理、取引に関するルールおよび職務分掌や権限・責任は明確で職員に周知徹底されている。主管課において定期的に内部監査を実施している。外部監査は行われていない。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		

23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所している子どもや母親と地域とのかかわり方について明文化されたものはない。世帯ごとの判断で、町内会や子ども会に入会しており、個々の家庭の事情に合わせ参加している。地域住民との日常的なコミュニケーションは施設の保護機能上、支障が出ると考え、積極的には行っていない。地域の社会資源は必要に応じて社会資源を推奨している。施設職員に申し出て、入所児の友人を居室に連れてこられるようにしている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・ <b>ⓒ</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の保護機能上、第三者が施設に立ち入ることを懸念するため積極的には運用していない。過去にボランティアが活動していたことがあったが、近年は募集も申し出もない。そのため、ボランティア受け入れについてのマニュアルなどは明文化されていない。受け入れに向けての研修や学校教育への協力などもない。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自治体が作成あるいは監修した各種の子育てや生活に必要な冊子を常備している。自治体直営の施設であることから、入所前・退所後ともに、関係機関とは密に連携して母親と子どもの継続支援が行われていることが、支援記録等からも確認できる。所管課が要保護対策地域協議会に参加し、必要に応じ本施設とも協働している。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・ <b>ⓒ</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自治体の公共施設であるため、一部の地域のみと関わるという認識はない。また、施設の保護機能上、地域住民が施設内に入ることを懸念しているため、具体的な取り組みも慎重にならざるを得ないと考えられている。災害時の役割分担は確認されてはいない。所管課職員がひとり親家庭やDVへの支援の専門知識や技術を生かし、講演会や研修会の講師をするなどの地域貢献をしているが、施設職員の地域貢献には課題がみられる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・ <b>ⓒ</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>改修工事のため、地域との交流も少なく、地域の福祉ニーズを把握するまでは至っていない。</p>		

ない。3年に1回は民生委員・児童委員等と定期的な会議は開催されている。自治体の公共施設であり、自治体全体のニーズに基づき活動することが意識されているが、具体的な取り組みはない。

### 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

#### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理運営基本方針及び自治体条例において、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示されている。業務遂行上、厚生労働省が示す「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」「評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」、「母子生活支援施設運営指針」などの規定を参考にするとされている。しかし、職員の認識度には個人差があり、標準的な支援として反映されるところまでには至っていないと思われる。子どもへの基本的な人権への配慮については、施設内児童クラブを利用していない児童への定期的な評価を行う仕組みを確立することが期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシー保護や虐待防止に関する規定・マニュアルは整備されているが、施設職員への周知および具体的な取り組みを実施するレベルにまでは至っていない。施設的环境整備（トイレ等）の問題でプライバシーが十分に保護されているとは言えないが、その中で入浴に関しては工夫等が見られ、プライバシーを守ろうとする努力が見られる。改築後に</p>		

は、大幅な改善が期待される。		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親向けの支援に必要な情報は資料が作成され、平易な表現などの工夫や見学を所管課職員が同行するなど入所予定者への丁寧な対応が行われている。しかし、子どもに対する情報提供の必要性は認識されていないため、子ども向けの資料や工夫に関する取り組み例はない。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>支援の開始時に所管課でアセスメントした金銭管理・就労内容等の引継ぎをふまえ、本施設の担当母子支援員が母親から丁寧に意向や生活状況を聞き取り、支援を行っている。前回の評価を受け、子ども向けの支援計画の様式が整備され、計画的な支援に向けて前進しているが、子どもへの説明はすべての子どもには行われていない。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所支援は、所管課の相談員が担当することになっている。施設の職員としては、問い合わせがあれば、退所した母子からの相談を受けている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別面談や日々の会話の中で生活の困りごとや課題は把握されており、連絡ノートを活用し全職員で共有できるよう取り組まれている。しかし、満足に関する調査は遠足については行っているが、その他の項目については行われていない。新施設になったときにその仕組みの整備が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制は、苦情受付担当者や苦情受付責任者は設置されているが、第三者委員が設置されていない。また、苦情解決の仕組みがあることは、母親・子どもに説明はなさ</p>		

<p>れていない。文書での掲示や苦情記入カードやアンケートの実施も行われたことはない。日常場面で苦情の申し出があれば、勤務にあたった職員がすぐに対応している。苦情は、苦情処理簿に記録し、全職員に情報が共有され、同時に所管課に報告をあげているが、公表されたことはない。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月1回の自治会で意見を述べる機会を設け、職員による日常的な言葉がけが積極的に行われている。相談や意見がある場合は、個室が確保されている。しかし、母親と子どもに相談したいことや意見がある場合に、直接職員に申し出る以外の方法は用意されていない。また、文書では説明がなされておらず、相談や意見が述べやすい取り組みが十分に整備されているとはいいがたい。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談を受けた際の対応手順は、暗黙の了解で流れが決まっているが、対応マニュアル等の文書化されたものはなく、現在の対応方法について見直しを検討されたことはない。職員は日々の実践の中で、相談しやすい関係づくりには務めており、自治会等で出た意見も迅速に対応し改善した実例もある。ただ、直接申し出る以外の方法は、整備されていないため、今後は、第三者委員への相談、アンケート調査、意見箱の設置など複数の方法を整備しておく事が期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・ <b>㉕</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故が起きた場合の責任者、連絡報告の手順は明確にされており、記憶に残る範囲では大きな事故は起きていないという認識がある。しかし、記録が整備されておらず、未然予防の意識が低い傾向がある。施設内で安心・安全を脅かすリスク要因を組織的に把握し、未然に予防する仕組みづくりには至っていない。今後は、リスクになりうる状況の再検討、発生要因と対応、再発及び未然予防の分析を行い、マニュアルを整備するなどリスクマネジメントの体制づくりに関する研修を行うことが期待される。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・ <b>㉕</b>

<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>感染症発生時の対応例はあるが、感染症予防に関する意識は低い。これまで施設内で感染症が広がるなどの状況を経験したことがないこともあり、感染症対策の担当者の設置、利用者への感染予防の勉強会等などは特には行われていない。しかし、公立施設ということもあり、自治体の保健担当課からの最新の感染症の流行情報や予防策の情報は適宜送られてくるため、掲示板での周知や自治会での情報提供は行われている。条例で感染症予防の指針は示されているが、対応マニュアルはない。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>松山市防災管理マニュアルに基づき、災害時の対応体制が明確にされている。立地条件等から各種の災害状況を想定した避難訓練が月1回で行われ、安否確認の方法が利用者及び職員の間で共有ができています。食料品や備品の管理は適切に整備されている。本施設は母子専用の市営住宅が併設されており、今後は合同の避難訓練も行うことも望まれる。また、大規模災害に備えて、保護者不在時の避難訓練、地域の自治会や警察、教育・福祉関連施設との合同の避難訓練も検討されることが望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・ <b>①</b> ・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>母子支援員および少年指導員の業務分掌及び支援の手順が文書化されており、平成27年度以降の新人研修では、本施設の業務に特化した指導資料が作成され活用されている。また、母親と子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢は、市の条例に明示されている。しかし、全職員が本条例を周知徹底するには至っておらず、今後、研修の機会等の周知および実施の確認が期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>②</b> ・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>毎月1回の職員会議等の中で、個別ケースの支援内容や方法についての話し合いを行って、検討・見直しが行われており、自立支援計画の内容も必要に応じて修正されている。見直しにあたり、職員や母親からの意見や提案は反映されている。子どもについては、全員にその仕組みと機会を作ることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は各担当者が作成するが、全計画の内容の妥当性を確認する責任者の存在があいまいである。アセスメントは入所前に所管課が役割分担上実施しており、就労が困難なケースや集団生活になじめないケースは入所に至らないことがある。そのため、極端な支援困難ケースが利用することがなく、対応を検討する必要性は低い状況にある。</p> <p>所管課のアセスメントをもとに、入所後に再度アセスメントも行われているが、アセスメント項目が少ない。子どもの状態に関する項目や、関係職員および関係機関からの情報や見解など、支援に必要な項目の検討が必要と思われる。また、自立支援計画は、母親のニーズは全世帯あるものの、施設内児童クラブを利用していない子どもに対する、子どもだけの個別面談の必要性に関する認識が低い。法令では、全児童に自立支援計画の策定が求められており、児童福祉施設としては、早急な改善・策定が求められる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用世帯数が少ないので、組織的な仕組みはないが、全職員がケースの支援動向を把握することができている。これまで自立支援計画を緊急に変更する必要性がなく、整備していない。母親の意向やニーズ把握は定期的に行われ全世帯に機能している。子どもについては、施設内児童クラブに参加していない児童については、充分とはいえない。法令では、全児童に自立支援計画の評価・策定が求められており、児童福祉施設としては、早急な評価・策定が求められる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親と子どもの身体状況や生活状況等は管理日誌、連絡ノート等の記録する統一様式はある。記録要領はないので、先輩職員の記録内容や書き方を各職員が踏襲しながら、記録するように心がけている。記録の書き方や情報の整理の仕方については、現在の方法が効果的であるかどうか、精査してみることで、今までに行われていることが、生きてくるのではないだろうか。母子の情報については、毎月の職員会議や連絡ノートや口頭で随時行われており、共有化が図られているが、情報漏洩を回避するため、パソコンのネットワーク化は意図的に整備していない。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立の施設として個人情報に関する規定が定められ、適切な管理が行われている。個人情報の取り扱いについては、母親と子どもには説明していない。</p>		

## 内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、母子生活支援施設運営の手引書や各種ハンドブック、研修資料等を活用して自己研鑽し、支援に生かしている。3か月に1回の個別面談で母親の個別の希望や意見を把握するとともに、施設での集団生活における希望や意見は月に1回の自治会で把握するように努めている。人員配置の関係から、複数人体制での勤務時間になることは少ないため、連絡ノートで情報共有や意見交換を図るように工夫している。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㉒・c
<コメント>		

<p>自治体の条例に基づき、厳正に処分を行う仕組みがある。利用者の心身の状況への配慮や誤解を防ぐために、複数人体制で対応するなどの取り組みを行っている。しかし、施設内の状況に応じた対応例が文書化されたものやマニュアルなどの整備には至っていない。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  不適切な行為の防止について、月1回の自治会で周知することがある。また、個別に相談にのり、適切な関わり方を母親や子どもに学んでもらう取り組みもなされている。ただし、支援ノウハウが対応マニュアル等の文書化される形で蓄積はされていない。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ <b>④</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  出入りの時に必ず通る所に事務所があり、その窓口で日々の状況を観察し、変化を見逃さず、声をかけるなどしている。不適切な関わりをしているという自覚がない母親に対しては、傾聴を心がけ情緒の安定を図る対応はしているが、それ以上の専門的な支援には至っていない。また、子どもに対しては予防教育や具体的なプログラムなどは提供していない。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	<b>⑤</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  公立施設であり、思想や信教の自由は保障されている。個人の宗教活動は尊重している。過去に、宗教や思想に関連したトラブルは報告されていない。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設内児童クラブの中では、参加している子どもたちは、自分がやりたいと思う活動ができるように子ども同士の話し合いを中心に組み立てている。また、母親は自治会で集団生活を円滑に行うための改善点を話し合い、職員が後方支援し改善に至った実例がある。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・ <b>⑦</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>自立支援計画の策定時には、母親と子どもの要望・希望を取り入れている。職員の関わりにより、自己肯定感が回復し、本来の力が発揮されているという主観的な成果は実感されている。今後は、施設での支援の前後の変化や課題の解決の状況など、取り組みによる評価や検証が行われていく事が期待される。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・ <b>⑧</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年、母子参加のバス旅行を計画し、実施している。それ以外の施設での生活を楽しむような企画、施設内保育などの母親サポートのプログラムはない。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ <b>⑨</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所前に関係機関につなぐ必要性や継続的な見守りの必要性は、所管課をはじめ関係機関と情報共有して対応している。退所後の支援は、主に所管課が中心的役割を担っている。必要に応じて、母親の相談に応じ、子どもの来所がある場合は対応したりなど退所後の支援に関わることがある。今後は、退所後の支援について、現在の所管課との役割分担が母子の最善の利益にかなったシステムであるかを検討されたい。</p>		

## A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現行ではDV対応ができないこともあり心理職が不在だが、新施設においては人材の確保が予定されており、今後、より専門的支援が期待される。</p> <p>施設内で、視覚的表示の工夫もあり、わかりやすい支援を行っている。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・ <b>⑪</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所受け入れについては、主管課相談員から情報を収集して、受け入れの準備をしている。必要に応じて、通所・通学の支援をしたことがある。緊急保護は実施していないため、生活用具や家財道具の貸し出しに対応したことはない。居室には課題があるが、平成28年度に改築が行われ、スペースや間取りなどプライバシー配慮への改善が予定されている。障</p>		

害を有する母親や子どもへの対応は設備の範囲内で対応されている。		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ <b>⑫</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親の状態に合わせ、窓口や電話で対応する以外にも、居室を訪問し、家事や育児の相談にのり補助をしている。同様に、医療機関の受診に同行したこともある。家計の管理や貯蓄への相談は、退所後の自立生活に直結する課題のため、必要に応じて実施している。母親の要望をよく聞き取り、必要な支援を行っているが、現状の勤務体制で今以上の支援を行うことには限界が認識されている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所前の面接を担当する所管課の方で、育児のニーズは把握されており、必要な支援先の情報提供や申し込み手続きの対応が図られている。また、母親の状況に応じて、以前併設されていた保育所への送迎を行ったことはあった。母親に対して、施設職員が子どもの発達段階や発達課題について示したり、かかわり方を指導したりすることはないが、専門機関と連携して対応することはあった。不適切な関わりを発見したときは、必要に応じて専門機関との連携が図られている。また、職員が子どもの保育所や学校行事に参加するなどして、施設生活外の状況を把握して支援に生かしている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・ <b>⑭</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各世帯が事務所を通る際は、できるだけ職員は声をかけるように心がけている。母親同士が集う機会として自治会、バス旅行の機会を設けている。施設の設備上、対人関係が困難な母親の入所は少なく、入所後のトラブルも少ない。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ <b>⑮</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内児童クラブを通じて、放課後の子どもへの養育支援を行っており、支援記録が残されている。ただし、幼児や小学校高学年以上の子どもへの対応が手薄になっている。様々な子どもの発達課題について、他の機関と連携した取り組みはあるが、施設内での専門的な取り組みは行われていない。生活の中で、母親と子どもが衝突したときは、母子別々に対応して相談に応じている。</p>		

A⑩	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内児童クラブを通じて、学習習慣の獲得や環境整備などの学習支援を行っている。学習ボランティアの活用はない。現在は、入所児童も少なく個別支援が行き届いているが、設備面の関係で、学習している子どもと遊びたい子どものスペースを同一スペース内で確保できないため、不自由を感じている。進路や就職のへの支援が必要な高齢児には、必要な情報は提供されている。</p>		
A⑪	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・ <b>⑪</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員には、施設職員との関わりを通じて、安全なおとなモデルを提供しているという認識はあるが、調査や評価はしたことはない。平成25年度から保育士実習を受け入れており、職員とは異なるおとなとの出会いの機会を設けている。ボランティアの受け入れは、募集はしていないし、申し出もない。母親や子どもに対して、心理療法や行動学習を目的とする専門的なプログラムやグループワークは実施したことはない。</p>		
A⑫	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・ <b>⑫</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>トイレが居室の外にあり、男女共同になっているなど性教育上、配慮に欠ける状況がある。性教育について施設として取り組んだ実績はない。母子家庭ということもあり、男児への性教育は母親からのニーズもあることが認識されており、保健師との連携が図りやすい公立施設の強みを生かして、具体的な取り組みが企画されることが期待される。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑬	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・ <b>⑬</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在の建物の構造上、緊急利用には対応していないため、体制は整備していない。改築後には、保護機能が強化されるため、今後は緊急利用の受け入れを含め、体制整備が必要となってくることが予想される。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在の建物の構造上、DV防止法に基づく保護や支援は行っていないが、必要があれば、関係機関への同行支援などは検討できる。ただし、一人勤務体制が多く人員配置の課題で対応の限界はある。平成28年度には改築が予定され、建物の課題については改善が図られる予定である。改築に伴い、保護機能強化に基づく、対応マニュアルの整備や職員教育、人員配置の課題への対応が望まれる。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>過去に子どもの側からの支援要請に対し、子どもを支援した実例はある。精神医療や心理療法の専門職種が配置されておらず、現在の職員の中で専門的な支援を行うには限界があるため、施設の支援として、積極的に介入するという姿勢や仕組みはない。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示しているという認識はあるが、成果などの検証はない。施設内児童クラブを利用する子どもには個別の関わりを保障しやすいが、幼児や高学年児童、生徒への支援の機会を設けることが計画的には行われていない。関係機関との情報交換は行われているが、施設内での専門的なケアに関する研修およびプログラム精神医療や心理療法の専門職種が配置されておらず、現在の職員の中で専門的な支援を行うには限界がある。被虐待児支援に関する研修には、自治体が主催する研修に業務あるいは職員個人で参加している。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>要保護児童対策地域協議会の一員として、関係機関と連携して適切に対応し、入所支援の役割を担っている。</p>		

A⑳	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親の家族関係の悩みや不安については、3か月に1回の定期面接に加えて、日常的に積極的に声掛けをするなど個別対応を行うことで支援を行っている。子どもには、本人からの申し出や行動面でのサインを発見した場合には対応している。家族関係の感情や意見に行き違いがある場合は、双方に話を聞き対応している。他の親族への関係調整は、把握できた場合は適宜対応している。子どもへの支援については、子どもの最善の利益や客観的な視点から計画的な関りが求められる。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉑	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>配慮が必要な母親と子どもに対しては、学校・保育所・病院など地域のネットワークと連携しながら支援を行っている。所管課のアセスメントに基づき、施設で支援しているため、集団生活になじまない心身の配慮を要する世帯の入所は少ないが、必要があれば対応している。外国人の利用は実績がない。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所管課が母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に関して、入所前面接で把握している。所管課が必要な支援や情報提供を行っている。入所後、施設は就労のための資格取得の情報提供などが必要な状況になった際は随時行っている。補完保育や病児病後児保育などは、職員体制や建物上の問題から対応していない。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設では、面談や日常会話の中で、就労の悩みを聞き、継続的な支援を行っている。就労継続が困難な母親の相談には応じており、所管課主催のケース会議にて方針を共有している。必要に応じて、職場等への関係調整も行った実例がある。現状では、就労が難しい世帯や福祉的就労が必要な世帯は、あまり受け入れられていない。</p>		

A-2-(10) スーパービジョン体制		
A⑳	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>スーパーバイザーはシステムとしては存在していないが、必要に応じて、所管課所属のひとり親支援に精通した、かつ、相談窓口にてアセスメント面接を担当している相談員に随時相談できる関係性はある。職員同士での相談体制は随時行われおり、事実上のピアスーパービジョンは行われている。基幹的職員はいないが、基幹的職員研修の一部を受講した者はい</p>		